

軽自動車税の口座振替の方が対象

軽自動車税納税通知書を **圧着はがき** に変更 口座振替納付済通知書の送付を **廃止**



④ 税務課 町民税係 ☎(83)1224

軽自動車税の納税通知書を変更します

国が進めている地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化により、令和8年度から軽自動車税の納税通知書(口座振替用)が、従来のものから標準仕様で規定される**圧着はがきの納税通知書**に変わります。お持ちの軽自動車が多数ある場合は1枚のはがきに記載されるようになります(10台までは1枚)。

軽自動車税の口座振替納付済通知書の送付を廃止します

令和5年1月から軽自動車税納付確認システムの運用を開始したことに伴い、軽自動車検査協会で納税証明書の提示が原則不要になりました。例年、軽自動車税の口座振替がされた方について、口座振替納付済通知書(納税証明書のはがき)を送付していましたが、令和8年度から送付を廃止します。

※5月31日から6月初旬までに車検を受けられる方で納税証明書が必要な場合は、口座振替の記載がされた通帳などをお持ちになり役場2階税務課窓口にて証明書の交付申請をしてください。手数料は無料です

「森の国・木の街」づくり宣言に参画しました

④ 環境上下水道課 環境公園係 ☎(83)1227

「森の国・木の街」づくり宣言

林野庁が、建築物の木造化や木材利用の効果の見える化に取り組む自治体や企業を募集し、趣旨に沿って宣言を行った自治体や企業を公表することなどを通じて、森林資源の循環利用を進め、地球温暖化の防止や地域の活性化を目指すもの。

- ✓ 建築物の木造化などを積極的に推進し、木材利用を通じて地域の持続可能な発展に貢献します。
- ✓ 木材利用の促進に当たっては、SHK制度(温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度)などを積極的に活用し、地域の関係者と連携して、木材利用の効果を“見える化”していきます。

健全な森林を次世代へと継承するためには、「植えて、育てる」ことに加えて「使う」ことが不可欠です。

町では平成24年に「松田町公共建築物における木材の利用の促進に関する方針」を策定し、松田小学校をはじめとして、松田中学校、松田幼稚園、寄小学校の改修工事において木質化を行いました。

今後も建築物などへの木材利用の推進や、木材利用の効果の見える化に取り組んでいくため、林野庁が開始した「森の国・木の街」づくり宣言に、令和8年2月に参画しました。皆さんも、木材を使った製品を購入するなど、暮らしの中に木を取り入れてみませんか。